



あなたの認定区分は？利用できる施設は？

各家庭の状況により、利用内容が選べます（図1）。

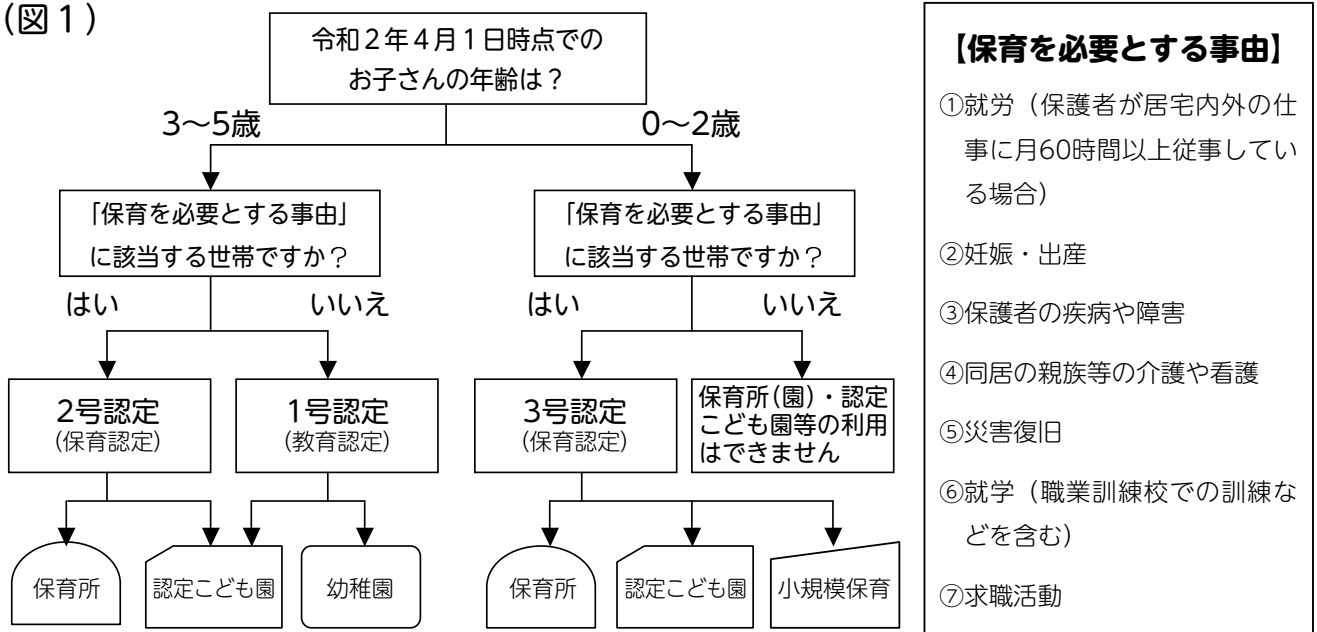
保育所（園）などを利用する場合は、下記の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

入所希望に基づき市が利用調整を行い、入所する保育所（園）などを決定します。

※利用調整…保護者等の就労や家庭状況等により、保育を必要とする状況を総合的に判断し、優先度の高いお子さんから順に入所を内定します。

- 保育所（園）・・・家庭で保育できない保護者に代わり、保育を行う施設
- 幼稚園・・・小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設
- 認定こども園・・・保育所（園）と幼稚園の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設

（図1）



その他

- ・郵送での申し込みはできません。
- ・受付時に住民登録のある児童が対象です。
- ・初日・休日は混雑が予想されます。
- ・保護者の産後休業および育児休業期間が令和2年度中に終了し職場復帰予定の場合は、子育て支援課に直接ご相談ください。

※本納保育所は、令和3年3月末で閉園し、令和3年4月から「(仮称) 北部認定こども園※現本納保育所」へ移行します。

※五郷保育所は、令和3年3月末で閉園し、令和4年4月から「(仮称) 南部認定こども園※現五郷保育所用地」へ移行する予定です。令和3年度中は鶴枝保育所にて代替保育を行う予定ですのでご注意ください。

※中の島保育所は、令和4年3月末で閉園し、令和4年4月から「(仮称) 南部認定こども園※現五郷保育所用地」へ移行する予定です。

お問い合わせは、子育て支援課（2階） ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。